

委託仕様書

1 件名

東京芸術祭直轄事業「まちなかプログラム」の制作運営業務委託

2 履行期間

契約締結日から2022年12月31日まで

3 履行場所

東京芸術祭実行委員会（以下、「当委員会」という。）の指定する場所

4 事業概要

当委員会は、東京都が掲げる「東京文化戦略2030」を実現する中核的な機関として東京芸術祭を実施している。東京芸術祭では、芸術祭を通じて芸術文化が果たす機能を都民をはじめ多くの人に分かりやすく示すために、劇場以外でのプログラムを数多く実施してきた。東京芸術祭直轄事業「まちなかプログラム」は、豊島区が国際アートカルチャー都市発信事業で掲げる「まち全体が舞台の誰もが主役になれる劇場都市」の実現のために、多くの地域住民とともに地域全体を盛り上げ、観光・まちづくり・地域の文化芸術の振興に寄与することを目的に実施するプログラムである。

事業内容の詳細は別添「事業計画書」を参照のこと。

5 委託内容

当委員会は、東京芸術祭直轄事業「まちなかプログラム」を実施するため、下記の業務について委託する。

(1) 事務局機能

- ・事業全体を当委員会が指定する期間に管理監督する責任者を配置すること。なお、事業責任者はアートプロジェクトの制作運営の経験を5年以上有したものとす。
- ・事業責任者は事業全体を統括し、ディレクターとともに本事業の参加者やファシリテーターなどの選定に当たるとともに、制作進行を管理すること。また、当委員会事務局およびアソシエイトディレクターと定期的に対面での打合せを行うこと。（週に1回を目安とする）
- ・責任者とは別に事業を運営するための担当者を2名配置すること。配置する担当者は3年以上のアートプロジェクトの制作運営の経験を有していること。
- ・責任者および担当者は、ディレクターおよび当委員会事務局と定期的に打合せを行うこと（週に1回を目安とする）
- ・一般からの問い合わせに応じるための電話番号を設置すること。

(2) 当委員会が指定するアーティスト、ファシリテーター等との連絡・調整・契約

(3) 実施に向けたプログラムの進行管理

- (4) 交通、宿泊、保険等各種手配
- (5) スタッフ及び参加者が渡航する場合は現地でのアテンド（来日含む）
- (6) ボランティアの募集・運営
- (7) 事業実施に必要なスタッフの手配と連絡・調整・契約
- (8) 事業実施に必要な会場・機材の手配、施設管理者との各種調整
- (9) 事業内容に合った制作担当の設置及び当日の運営
- (10) 参加者及び観覧者に対するアンケートの実施と集計
- (11) 広報業務
- (12) 事業の記録・報告
 - 事業の経過及び公開・発表を写真及び映像で記録し、データで納品すること。
- (13) 著作権等の各種権利処理
- (14) その他、上記業務に付随する業務全般

6 個人情報の取り扱い、情報セキュリティ及び事故等の対応

- (1) 個人情報の保護の重要性に照らし、委託業務の実施にあたっては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」に則りその取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。
- (2) 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティについて体制が整っていることを確認するため、契約締結時に受託者においてこれらを定めたプライバシーポリシー等の規定や情報セキュリティに関する安全管理措置（マニュアル）等を提出すること。
- (3) 個人情報の漏えい及び情報セキュリティに関する事故を含め、事業に係る事件・事故・苦情等が発生した場合には、速やかに当委員会へ報告すること。また、契約締結後速やかに当委員会と調整し、緊急事態発生時の連絡体制を作成すること。

7 支払方法

支払いは月毎とし、月毎の業務報告書の提出を受け履行確認した後に、受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

8 成果の権利および知的財産権の帰属

- (1) 受託者が本業務委託に基づき作成した著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、著作者隣接権その他の権利（以下併せて「著作権等」という）は当委員会が指定するアーティストに帰属する。

- (2) 受託者が本業務委託に起因または関連して作成したチラシ、ウェブサイト、録画物、録音物、写真等の著作物（以下併せて「本録画物等」という）の著作権等は、当委員会に帰属する。また、受託者は、当委員会が許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は本業務委託に係る著作権等の各種権利処理を行うこと。
- (4) 受託者が本業務委託により作成した制作物に関して、第三者の著作権その他の一切の権利を侵害していないことを保証する。

9 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の掲示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

10 活動および制作の記録と成果の利用

- (1) 当委員会は以下その他の目的のために、追加報酬なく、本録画物等を方法を問わず利用する。
 - ア 東京芸術祭及び本事業の広報及び宣伝
 - イ アーカイブ(本事業の主催者、共催者、協力者が所有または管理する会場における、無料の公開を意味する)
 - ウ 本事業に関する政府その他の機関に対する補助金等の申請
- (2) 当委員会は、本録画物等を前項各号その他の目的に利用することができ、かつ、第三者(本事業の主催者、共催者、協力者等を含むが、これに限られない)に対して、本録画物等を前項各号その他の目的に利用することを許諾することができる。なお、受託者は、当委員会及び当該第三者に対して、当委員会及び当該第三者による本画音物の利用について、一切の金銭その他の対価を請求しないものとする。

11 その他

- (1) 実施内容については、契約締結後、当委員会と協議の上、確定することとする。
- (2) 本委託仕様書に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合は、協議の上、決定すること。
- (3) 受託者は、委託業務の実施に当たっては、この契約に関連する他の法令等を十分に遵守しなければならない。

1 2 担当

東京芸術祭実行委員会事務局 村岡

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-28 九段ファーストプレイス8階

電話 050-1746-0996 (平日10時～18時)

FAX 03-6256-8828

E-mail tokyofestival@artscouncil-tokyo.jp